

令和6年度特定事業主行動計画の実施状況等について

龍ヶ崎地方衛生組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の規定に基づき特定事業主行動計画を策定・実施しています。今般、同法第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

1 職業生活に関する機会の提供に関する目標及び取組実績

目標の内容	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	令和6年度の取組内容
採用試験を実施した場合における受験者の総数に占める女性の割合	40%以上	採用試験を実施していない	—

2 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境整備に関する目標及び取組実績

目標の内容	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	令和6年度の取組内容
育児休業制度対象職員のうち、育児休業を5日以上取得した職員の割合	20%以上	対象職員なし	—
配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の制度の対象職員のうち、当該休暇を合計5日以上取得した男性職員の割合	100%	対象職員なし	—
年次休暇を20日付与された職員のうち、当該年次休暇を14日以上取得した職員の割合	100%	91.7%	・10月末日時点の年次休暇の取得日数が5日未満の職員及び1月末日時点の年次休暇の取得日数が14日未満の職員に対して面談を実施し、年次休暇の取得を促しました。

3 その他の勤務環境の改善の取組実績

- ・ チェックリストにより課長と部下との面談の実施状況を確認し、毎月の面談の確実な実施により相談しやすい組織体制の構築に努めました。
- ・ 毎月の職員ごとの超過勤務時間数を比較できるように一覧表を作成し、超過勤務時間数の把握に努めました。